

北九州市多胎家庭支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、多胎育児経験者であるピアサポーター（以下「多胎家庭ピアサポーター」という。）が多胎家庭を訪問し、相談対応や外出支援、多胎育児に関する情報提供等を行うことにより、多胎児を育てる保護者の孤立感、子育ての不安感、負担感等を緩和することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は北九州市とする。なお、北九州市が認めた者（以下「受託者」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

(1) 北九州市多胎家庭ピアサポーター訪問事業

多胎家庭ピアサポーターが、生後4か月までの全戸訪問（のびのび赤ちゃん訪問事業）等の保健師等が実施する家庭訪問に同行し、多胎育児に係る相談対応、情報提供等を行う。

(2) 北九州市多胎家庭外出支援事業

多胎児が、乳幼児健康診査及び予防接種を受診する際、多胎家庭ピアサポーターが保護者に同行し、外出を支援する。

(対象)

第4条 事業の対象は、北九州市に住民票がありかつ居住する、次の各号に該当する年齢の多胎児を養育する家庭とする。

(1) 北九州市多胎家庭ピアサポーター訪問事業

0歳まで（1歳になる前まで）

(2) 北九州市多胎家庭外出支援事業

3歳まで（4歳になる前まで）

(多胎家庭ピアサポーター)

第5条 多胎家庭ピアサポーターとは、多胎育児経験者の内、多胎児の保護者に対する相談対応、傾聴、助言、情報提供等の能力を有するものとして、受託者が市長に届け出た者とする。

(身分証明書の携帯)

第6条 多胎家庭ピアサポーターは、支援を行う際に、常に受託者が発行する身分証明書を携帯し、訪問時に提示しなければならない。

(研修の実施)

第7条 受託者は、多胎家庭ピアサポーターに対し、資質向上のために必要な研修を実施しなければならない。

(災害補償)

第8条 受託者は、多胎家庭ピアサポーターが訪問先への移動中や支援中に負傷した場合、誤って対象者等にけがを負わせた場合及び財産に損害を与えた場合に備えて、保険に加入しなければならない。

(利用料等)

第9条 多胎家庭外出支援事業を利用する保護者（以下、「利用者」という。）は、別表に掲げる区分に応じて利用料を負担する。

2 利用者は、前項に定めるもののほか、多胎家庭ピアサポーターが、利用者の自宅から乳幼児健康診査等実施場所までの往復の移動に要した交通費等の実費相当額を負担する。

3 利用者は、前2項に規定する利用料及び実費相当額を、直接受託者に支払うものとする。

(個人情報及び情報資産の保護)

第10条 受託者は、事業を実施するにあたり、個人情報及び情報資産の取り扱いについて、関係法令を遵守することに加え、北九州市個人情報保護条例に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとし、委託契約が終了した後においても同様とする。多胎家庭ピアサポーターについても同様とし、受託者は、その旨を指示及び監督しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表

区 分		利用者負担額
A	生活保護法による生活保護世帯	0 円
B	当該年度分（4月から6月までの派遣にあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯	
C	A及びB階層以外の世帯	1, 000 円